

令和2年9月25日開催

## 新庄市農業委員会第4回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年9月）議事録

1. 開催日時                    令和2年9月25日（金）午前10時
2. 開催場所                    新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	5番 田宮 成彦
6番 丹 茂	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	
4. 欠席した委員（1名）

4番 間 真一
---------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 8 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について  
日程第 5 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 6 報告第 7 号 農地改良の届出について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩                      主 査 早坂 和弥  
主 事 長南 友紀

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 2 年度新庄市農業委員会第 4 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は 4 番の間真一委員 1 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 4 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それでは審議に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 10 番齋藤謙二委員と 14 番森良一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、八向地区3件でございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○2番

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、9月22日に調査いたしました。本件は東北財務局との案件であります。この農地についてですが、財務局の所有になる前は〇〇さんの所有となっていたこと、〇〇さんの自宅の隣ということでありましたので、所有権移転の話になりました。国有財産の払い下げ基準に基づき対価を算定していました。双方合意でありましたので、問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区2番についてご報告いたします。9月16日に調査確認しました。同一世帯の使用貸借権の再設定ということで、問題無いと判断しましたのでよろしく申し上げます。

○議長

それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向地区1番についてご報告いたします。9月19日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり間違いございませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向地区2番についてご報告いたします。9月19日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは八向地区3番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向地区3番についてご報告いたします。9月19日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第7号農地法第5条許可の規定による許可申請について、新庄地区1件を議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

議案第7号農地法第5条許可の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして9月16日に調査確認を行いました。〇〇さんと〇〇さん両者合意しており、事務局の説明の通りで問題ございませんでしたので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区2件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○17番

議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番ですが、9月17日に県からの報告を受け、現地調査を行いました。何ら問題は無いと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○2番

新庄地区2番について、9月22日に調査いたしました。事由は詳細のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第7号農地改良の届出についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第7号農地改良の届出について、八向地区3件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第7号農地改良の届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第7号農地改良の届出については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年9月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 齋 藤 謙 二

議事録署名委員 森 良 一